

事務連絡
令和2年3月31日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
共済組合所管課（室）

御中

厚生労働省保険局

保 險 課
国民健康保険課
高齢者医療課
医療介護連携政策課

新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（再注意喚起）

先般、「新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（注意喚起）（令和2年2月26日厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課事務連絡）」において、特定健康診査・特定保健指導等（以下「特定健康診査等」という。）を実施する場合の留意事項についてお示したところです。

令和2年度の特定健康診査等の実施に当たっては、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部より示されている別添「基本的対処方針」の趣旨に留意するとともに、下記に留意の上、適切な対応及び貴管内の保険者等への周知徹底をお願いします。

なお、令和元年度及び令和2年度の特定健康診査等の実施率等に基づく保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定しています。

また、令和2年3月31日付け健発0331第7号・保発0331第2号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」、令和2年3月31日付け保発0331第4号厚生労働省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和2年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」及び令和2年3月31日付け保発0331第6号厚生労働省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査情報等について」は、今後の各保

険者のシステム改修等に資するものとしてお示ししているものであり、特定健康診査等の実施については、本事務連絡を参考に対応をお願いします。

記

- 1 保険者等においては、特定健康診査等について、当面の間における実施の必要性を改めて検討すること。検討に当たっては、地域における日々の感染状況に合わせて、保険者協議会の仕組み等の活用も含め、医療関係団体をはじめとする関係者と協議すること。
- 2 特定健康診査等を実施する場合であっても、感染拡大防止の観点から、対象者の症状の有無の確認、感染機会を減らすための工夫を行うほか、基本的対処方針を踏まえ、適切に対応されたい。
- 3 保険者等においては、訪問指導等で家庭を訪問する場合について、当該事業の社会的必要性等を踏まえ、感染拡大防止のため、以下の点に留意すること。
 - (1) 訪問に際し、訪問する家庭の対象者や家族に発熱や咳、くしゃみなどの呼吸器症状がないか確認すること。
 - (2) 事業従事者は、訪問時における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、咳エチケットの徹底を行う等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

以上